

亀山市選挙管理委員会告示第18号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定による審査に付される裁判官の氏名等の掲示について、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第19条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査事務執行規程（平成8年三重県選管告示第29号）第14条第2項の規定により、次のように定めたので告示する。

令和6年10月14日

亀山市選挙管理委員会
委員長 今西政和

投票区	掲 示 場 所	投票区	掲 示 場 所
第1投票区	城北地区コミュニティセンター前	第16投票区	川崎地区コミュニティセンター前
第2投票区	北東地区コミュニティセンター前	第17投票区	辺法寺営農組合集会所前
第3投票区	亀山東小学校前	第18投票区	野登地区コミュニティセンター前
第4投票区	市役所西庁舎北側	第19投票区	池山公民館前
第5投票区	野村地区コミュニティセンター前	第20投票区	小川生活改善センター前
第6投票区	東部地区コミュニティセンター	第21投票区	下白木公民館敷地内
第7投票区	天神町公民館前	第22投票区	落針公民館前
第8投票区	南部地区コミュニティセンター入口	第23投票区	鈴鹿農協亀山神辺支店向い側路肩
第9投票区	旧昼生小学校前斜面	第24投票区	関文化交流センター前
第10投票区	下庄集会所前	第25投票区	会下団地公園前
第11投票区	井田川地区南コミュニティセンター前	第26投票区	鈴鹿馬子唄会館前
第12投票区	井田川小学校北公園土手	第27投票区	加太保育園前
第13投票区	みずほ台幼稚園前	第28投票区	市場公民館前
第14投票区	みずきが道伯幼稚園第2運動場前	第29投票区	関南部地区コミュニティセンター前
第15投票区	能褒野町公民館前		